

都道府県名	大阪府
学校名	大阪府立枚方なぎさ高等学校
学校所在地	枚方市磯島元町20-1
研究期間	平成19～20年度

I 概要

1 研究課題

- ・ 校内支援体制の整備と関係機関との連携の在り方。
- ・ 生徒理解の方法と一人一人のニーズに応じた支援の在り方及び教育相談の充実方策。
- ・ 他者との円滑なコミュニケーション支援の在り方並びに学校生活、学習面での援助や支援。
- ・ 卒業後の就労等への支援。

2 研究の概要

- ① 校内支援体制の整備と関係機関との連携の在り方…発達障がいのある生徒への指導及び支援や既存の校内組織との連携の在り方について研究する。
- ② 教職員の資質向上及び保護者に対する理解啓発の在り方及び教育相談の充実方策について…教職員の資質向上のための校内研修の在り方及び教育相談の充実方策について研究する。
- ③ 他者との円滑なコミュニケーション支援の在り方並びに学校生活・学習面での援助や支援…生徒のコミュニケーションスキル向上のための指導方法などについて研究する。
- ④ 卒業後の就労等への支援…卒業後の就労等、社会的自立に向け、地域の関係機関、大学、専門学校等との連携の在り方について研究する。

3 研究成果の概要

- ・ 1年目の成果として設置された特別支援小委員会及びコーディネーターが中心となり発達障がいのある生徒について、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、学年進行に伴う教職員間の情報の円滑な引き継ぎ及び指導の継続性の確保ができた。また、新入生についても学校生活を円滑に送るための支援をすることができた。
- ・ 臨床心理士の協力により、発達障がいの観点からの教育相談の充実と、教職員に対する授業観察に基づく教室などの学習環境や指導・支援についての助言を得て、学習環境の改善、板書の工夫や授業中の指導方法の改善・工夫等に係る教職員の意識が高まった。
- ・ 発達障がいのある生徒の進路指導について、校内研究委員会外部委員による助言をふまえ、進学後の就労を見据えた進路指導の充実を図り、生徒の将来の就労への意識の高まりや「個別の移行支援計画」による進学先との連携の必要性について、教職員の理解が深まった。

Ⅱ 詳細報告

1 研究の内容

(1) 発達障がいのある生徒に対する指導方針

ア 生徒の実態（把握方法も含めて）

- ・ 合格者説明会や保護者懇談会での保護者からの申し出により、3年生1人（アスペルガー症候群）、2年生1人（LD）、1年生1人（ADHD）を把握。
- ・ 保護者へは特別支援教育について啓発パンフレット『特別支援教育についてーご相談下さいー』を配付。
- ・ 臨床心理士による教育相談と授業観察などを通して発達障がいがあることが考えられる生徒の状況の把握。
- ・ 『気になる生徒の把握について』（気づきシート）というアンケート調査を1、2年担任及び教科担当者に実施し、教職員による生徒の実態把握を試行的に実施。

イ 指導方針

- ・ 保護者から申し出のあった生徒について、コーディネーターを中心に保護者や中学校からの聴き取り、「授業の現状連絡カード」による担任や教科担当者との情報交換などを行い「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成し、教職員の共通理解のもとに当該生徒の授業、学習や学校生活の支援にあたる。特に新入生については早期の状況把握をふまえ、指導・支援につなげることを重視する。
- ・ 発達障がいがあると考えられる生徒への指導・支援の在り方について、臨床心理士から助言を得て、修学支援委員会を通じ教職員の共通認識の形成を図る。

ウ 成果と課題

- ・ 「授業の現状連絡カード」、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を活用することで、進級により学級担任や教科担当が代わっても、当該生徒のプロフィールや本人、保護者の要望、課題、支援内容などをスムーズに引き継ぐことができた。

また、新入生についても、保護者及び中学校からの聴き取りをもとに「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成、これをもとに、入学後の早い時期に学級担任、教科担当に情報を提供し、適切な指導、支援を実施することができ、当該生徒のスムーズな学校生活のスタートに有効であった。

- ・ 保護者向け啓発パンフレット『特別支援教育についてーご相談下さいー』の配付について、特別支援教育や発達障がいについて保護者の理解を進めることは、教育相談や担任による保護者面談をスムーズに進める上で一定有効であったと思われるので、今後も配付を進めるべきである。
- ・ 教育相談については、従来から保健部、生徒指導部の教員が担当してきたが、学習、成績、友人・親子関係など、悩みの相談に担当教員が応じるというのが現状であった。本モデル事業で臨床心理士による定期的な教育相談を実施し、相談に発達障がいの観点加わったことで内容が深まり有効であった。

また、継続的な臨床心理士の活用が可能となり、発達障がいがあると考えられる生徒の観察や事例検討への参画など、発達障がいのある生徒への日々の指導に非常に有益であった。今後、高等学校への臨床心理士の継続的活用が可能となるようなシステムが望まれる。

- ・ 『気になる生徒の把握について』というアンケート調査について、調査票の回収状況から、教職員自らが生徒の状況をチェックすることにはまだ積極的ではないことが伺えたが、調査を通じて、教職員が発達障がいのある生徒の特性への理解を深めるとともに、適切な指導や授業内容や進め方の工夫の必要性を理解する機会となった。

診断や保護者の申し出がなくとも、発達障がいがあると思われる生徒の支援方法の研究と実践を併行し、今後もこのような調査を継続的に実施し、教職員の理解を求めることが大切であると思われる。

(2)発達障がいのある生徒に対する授業やテストにおける評価方法等の工夫

ア 授業の際の配慮事項等

- ・ 『授業の現状連絡カード』により教科担当者から報告を求め、発達障がいのある生徒の授業や学校生活の現状について、特別支援小委員会やその上部委員会である修学支援委員会（学期に2回開催）及び職員会議に報告し、教職員の共通理解のもとで支援や対応を行うことができるよう、情報共有に努めた。
- ・ 発達障がい等により保護者から配慮や支援を求められている生徒及び「困り感」を持っている生徒に対する有効な学習支援と学習環境の整備について、生徒の状況把握と、適切な授業の進め方や学習環境の整備について、臨床心理士による3学年の全クラスの授業巡回と観察を実施した。

事後に結果を教員に伝え、教員のニーズに応じて臨床心理士の参画する事例検討会を開催した。

また、「臨床心理士による教育相談、授業巡回報告会及び意見交換会」（第4回教職員研修）を実施し、教室内掲示物、板書の仕方、教室環境などについての助言を得るとともに、発達障がいがあると思われる生徒の在籍するクラスについて、座席の位置や指導方法等の改善などについて協議した。

イ テストにおける配慮事項等

- ・ 障がいのある生徒については、従来から別室受験、試験時間の延長、拡大問題用紙等の配慮を行ってきた。今年度は、その必要が認められなかったため、特別な配慮は行わなかった。

ウ 評価における配慮事項等

- ・ 従来から修学上の配慮を要する生徒についての評価は、修学支援委員会を通じて学年や担任が職員会議に個々の生徒について配慮の要請を行うシステムがある。
- ・ 在籍している発達障がいのある生徒については、成績評価について特別な配慮

が必要であるとは認めず、特に配慮は行わなかった。

エ 成果と課題

- ・ モデル事業1年目の成果として、教職員の発達障がいに対する理解や認識が深まるとともに、発達障がいのある生徒に対するこれまでの指導及び支援の方法等を再検討し、より適切な指導及び支援を進めることが必要であるとの共通理解が形成された。

- ・ 1年目の成果を踏まえ、2年目となる今年度は専門家である臨床心理士の協力を得て、教育相談や授業観察等を実施し、事例検討会等を通して、発達障がいのある生徒の学校生活における支援や、学習、教室環境及び板書や授業中の指導や支援方法等について、専門的で具体的な助言を得た。

これらの成果をふまえ、座席の工夫や学校生活について生徒の振り返りを促すアンケートの実施等、学級経営における実践や、教室掲示物の整理、板書の工夫、授業中に生徒へより丁寧な対応を実践する教職員が増えた。

今後は個々の教職員の実践や取組みをまとめ、教職員全体で共有化していくことを進めていきたい。また、教室内の整理のための生徒用個人ロッカーの設置、生徒連絡専用のホワイトボードの教室設置など、ハード面における学習、教室環境の改善や整備についても助言を得ているが、今年度は予算的な面もあり改善には取り組めなかった。今後、教職員の共通理解のもとでハード面の整備を進めて行く必要がある。

- ・ 考査や評価については、特別な配慮の仕組みが従来から整備されてきたが、今後、発達障がいによる様々な特性のある生徒に対して、生徒一人ひとりの特性に応じた教材・教具や考査内容の工夫等が必要である。

(3) 発達障がいのある生徒に対する就労支援

ア 支援の方策と内容

- ・ 発達障がい（アスペルガー症候群）があり、入学時に保護者から支援や配慮の申し出があった3年生の生徒について、進路指導により一層丁寧に取り組むことが重要となった。

生徒の進学希望をふまえ、昨年度作成した「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を活用し、1、2年次の指導・支援の継続性を重視し、担任を中心に進路指導にあたった。

校内研究委員会の「進学先を卒業後の就労をふまえた進路指導が必要」、「就労に向けての職業実習が必要」などの助言を受けて、担任が保護者、本人の了解のもと、卒業後の就労をふまえ、いくつかの学校を見学し希望校を決定した。

合格後、担任が発達障がいがあることや必要な支援について進学先の学校に知らせることを勧め、本人、保護者の了解のもと「個別の移行支援計画」を作成した。この「個別の移行支援計画」については、入学前に本人及び担任が進学予定の学校を訪問し、説明する予定である。

- ・ 今年度は就職を希望する発達障がいのある生徒はいなかったが、昨年度就職を希望した生徒(ADHDの診断あり)の進路指導において、本モデル事業校内研究委員会委員であるハローワーク職員と連携し就労を実現させた経験がある。

また、本校の特色である「知的障がい生徒自立支援コース」の取組において、就労支援のため市の福祉機関、就労支援センター、ハローワークとの協力関係の構築が進んでおり、モデル事業終了後もこのネットワークを発達障がいのある生徒の就労支援に活用することができる。

イ 成果と課題

- ・ 発達障がいのある生徒の進路指導（進学）に、本モデル事業校内研究委員会の助言を受けて取り組んだ結果、本人も自己理解が進み、進学先に自分の特性を理解してもらう必要性、また将来の就労に向けてアルバイトなどの職業体験の必要性があることを理解するようになった。

このことから、発達障がいのある生徒の進学指導において、とりわけ将来の就労もふまえた進路指導が必要であること、「個別の移行支援計画」に基づく進学先の学校との連携、引き継ぎが重要であることが教職員に理解された。

- ・ 今後も進学先での生徒の状況をふまえ、必要に応じて進学先の学校との連携や、本人や家族からの相談に応じるなどの支援体制を校内に構築することが課題である。

(4)一般の生徒に対する理解推進等の指導の在り方

ア 指導の工夫と取組

- ・ 教職員の共通理解のもと、学級や部活動等において、発達障がいのある生徒と周囲の生徒に対して、必要に応じ互いの違いを尊重する仲間づくりやそれぞれの特性を理解するよう、随時指導している。
- ・ 人権教育推進委員会を中心に、ホームルームや総合的な学習の時間等を利用して違いを認め、お互いを尊重する仲間作り、いじめに関するアンケートの実施、障がい当事者の指導による車いす体験、知的障がいのある子どもの保護者による講演会、いじめなど人権事象が発生した場合の対処や相談窓口の徹底等、お互いの違いを尊重し、お互いを認める学校作りのプログラムを実施してきた。
- ・ 学級や授業、部活動等における、発達障がいのある生徒の特性に基づく発言や行動については、その都度学級担任、教科担当者や部活動顧問などが共通理解のもとに対応、指導し、また周囲の生徒達とのコミュニケーションや関係の調整にも適宜取り組んだ。

イ 成果と課題

- ・ これまでの学校全体の取組により、生徒達が障がいのある生徒の支援を積極的に行い、相互の違いを認め合う雰囲気概ね形成されてきた。
- ・ 発達障がいについては、生徒の個人的な特性として現れることが多く「変わった子」として見られがちであり生徒達の理解が進んでいるとは言えない。

しかし、違いを認め互いを尊重する仲間作りを進めつつ、発達障がいのある生徒に教職員が適切な支援を行い、また周囲の生徒との関係を調整する役割を果たすことにより、当該生徒の特性について周囲の生徒の理解が進み、好ましい級友関係を生徒達自身で作りに上げていけることが見られたことは本モデル事業の成果である。

(5) 教職員や保護者の研修等

ア 研修会開催の回数・時期・研修内容等

- ・ 第1回教職員研修 5月22日(木) 15:30~17:15
テーマ 発達障がいのある児童・生徒の理解と支援について
~高機能自閉症、アスペルガー症候群を中心に~
講師 安原こどもクリニック院長 安原昭博先生
参加 保護者 10人、中学校関係 10人(8校)、府立支援学校 4人
府立高校 35人(25校)、本校教職員 35人
- ・ 第2回教職員研修 7月2日(水) 13:30~15:30
テーマ 「ストレスマネジメント教育の基礎」
講師 臨床心理士 伊藤やよい先生(本事業校内研究委員会委員)
参加 本校教職員 32人
- ・ 第3回教職員研修 8月20日(水) 13:30~15:30
内容 発達障がい生徒の指導・支援について(事例検討)
方法 グループ討議と発表
大阪府教育委員会が作成中の指導・支援の冊子『明日からの支援に向けて』を活用したグループ討議、発表
助言 大阪府立交野支援学校准校長 藤田寿夫先生
臨床心理士 伊藤やよい先生(本事業校内研究委員会委員)
大阪府教育委員会支援教育課 長谷川主任指導主事
参加 本校教職員 40人
- ・ 第4回教職員研修 11月28日(金) 15:40~17:15
内容 「臨床心理士による教育相談、授業巡回報告会及び意見交換会」
助言 臨床心理士 伊藤やよい先生(本校モデル事業教育相談担当)
臨床心理士 辰巳健一先生(本校モデル事業授業巡回観察担当)
参加 本校教職員 27人

イ 成果と課題

- ・ 第1回教職員研修については、本モデル事業1年次に好評であった安原昭博先生に連続講座として、高機能自閉症、アスペルガー症候群にテーマを絞って講演をお願いし、発達障がいについてより専門的な理解を深めることができた。また、この研修は本校保護者、地域の学校への公開とし、1年目と同様多数の参加を得ることができ、保護者、地域への啓発、情報発信の機会となった。

- ・ 第2回目以降の研修は、本校教職員を対象とする研修とし、ソーシャルスキルの一環としてのストレスマネジメント教育や、グループ討議による個別の事例の指導や支援方法についての研修、臨床心理士による授業巡回、観察に基づく助言から、発達障がいがある生徒がより学びやすい授業の実践、学習環境や学級経営についての意見交換会など、より実践的、具体的な内容のものとなった。

(6) その他の支援に関する工夫

- ア 生徒保健委員会が文化祭で、「ストレスについて展示発表」、希望生徒を対象に「ストレスマネジメント講習会」を実施した。また、一部の教科では授業でストレスマネジメント教育を取り入れている。
- イ 本校の特色である自立支援コースに在籍する生徒や、発達障がいのある生徒には、空間的な認知が苦手な生徒もいると思われるので、校舎内を階により色分けした案内板を設置し教室移動などをスムーズにするための支援を行った。

2 研究の方法

(1) 研究委員会の設置

ア 構成

NO	所属・職人	備考
1	国立大学法人 京都教育大学准教授	発達障がい学
2	安原こどもクリニック 院長	小児科、小児神経科
3	枚方公共職業安定所 統轄職業指導官	
4	社会福祉法人 であい共生舎 理事長	
5	大阪府立高校スクールカウンセリング スーパーバイザー	臨床心理士
6	大阪府立交野支援学校 校長	
7	大阪府立枚方なぎさ高等学校 校長	
8	大阪府立枚方なぎさ高等学校 教頭	
9	大阪府立枚方なぎさ高等学校 教諭	自立支援コースコーディネーター
10	大阪府立枚方なぎさ高等学校 教諭	人権教育推進委員会委員長
11	大阪府立枚方なぎさ高等学校 教諭	該当生徒担任
12	大阪府立枚方なぎさ高等学校 教諭	該当生徒担任
13	大阪府立枚方なぎさ高等学校 養護教諭	修学支援委員会委員
14	大阪府立枚方なぎさ高等学校 養護教諭	自立支援コース担当
15	大阪府立枚方なぎさ高等学校 教諭	モデル事業担当

イ 委員会開催回数・検討内容

- ・ 第1回研究委員会 5月23日(金) 15:30~17:15
内 容：委員紹介 委員長選出
 - ・ 1年次(平成19年度)文部科学省「高等学校における発達障害支援モデル事業」における本校の取組の成果について
 - ・ 2年次(平成20年度)文部科学省「高等学校における発達障害支援モデル事業」における本校の取組の概要について
 - ・ 生徒の現状と取組みについて
- ・ 第2回研究委員会 7月24日(木) 15:30~17:15
内 容：教職員研修について、気づきシートの活用と「気になる生徒」の把握について、ストレスマネジメント教育の実施について
- ・ 第3回研究委員会 10月3日(金) 15:30~17:15
内 容：臨床心理士による授業巡回と助言活動について(経過報告) 気づきシートの活用と「気になる生徒」の把握について
- ・ 第4回研究委員会 12月4日(木) 15:30~17:15
内 容：臨床心理士による授業巡回と助言活動報告会について 本校在籍発達障がいのある生徒の進路指導の現状について
- ・ 第5回研究委員会 2月3日(火) 15:30~17:15
内 容：平成20年度文部科学省「高等学校における発達障害支援モデル事業」のまとめについて

ウ 特別支援教育コーディネーターの指名や個別の教育支援計画の作成等具体的な方策

- ・ 修学上特別な支援を要する生徒に対応する組織である「修学支援委員会」の中に、発達障がいのある生徒支援を担当する部署として、「特別支援小委員会」を設置、今年度は自立支援コース担当者の中から「特別支援コーディネーター」を指名した。
- ・ 個別の教育支援計画は上記「特別支援小委員会」が作成する。

エ 成果と課題

- ・ 昨年度研究委員会では、発達障がいのある生徒支援のための校内組織や個別の教育支援計画の様式とその活用について、また教職員の気づきや把握などについて多くの助言を得た。今年度研究委員会では、本校教育活動における具体的な生徒支援の有効性についての検証や助言、また臨床心理士の活用による教職員の発達障がいのある生徒への気づきの向上や、具体的な支援、指導方法の向上について多くの助言を得、今後の本校教育の質の向上の基礎となる成果を得た。
- ・ 2年間にわたる研究委員会での研究協議を経て、本校研究委員会委員の発達障がいへの理解が深まり、それぞれの校内担当部署において他の教職員への伝達や啓発が行われ、全教職員の理解を進め、本校教職員の資質の向上につながった。

(2) 専門家チームの活用

平成20年度のモデル事業においては、専門家チームの活用という形ではなく、大阪府教育センターの教育相談の担当者である専門家や特別支援教育研究室の担当指導主事等から指導助言を得ている。

(3) 関係機関との連携

ア 他の高等学校や特別支援学校との連携

校内研究委員会に府立交野支援学校長の参画を得るなど、近隣の支援学校との連携を図っている。

また、モデル校である府立佐野工科高等学校、府立桃谷高等学校との連絡会議等を行い、研究課題や成果等について情報共有に努めている。

イ 発達障がい支援センターやハローワーク等関係機関との連携

枚方ハローワークから校内研究委員に参画いただくとともに、発達障がいをはじめ障がいのある生徒の就労支援のための連携を緊密に行っている。

ウ 地域の教育施設や人材等の活用

近隣の福祉法人と連携し、施設を生徒が訪問するなど、生徒の就労への適性等について助言をいただいている。

エ 成果と課題

府立交野支援学校との連携や枚方ハローワークとの連携では、発達障がいのある生徒の適切な指導及び支援並びに就労支援についての助言を多くいただき、教員の資質向上を図ることができた。

今後は、とりわけ、卒業後の地域での社会的自立に向けた具体的な支援のための連携が必要である。

(4) 関連事業等との連携

校内研究委員会に枚方ハローワークの統括職業指導官の参画を得るなど、厚生労働省事業「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム」などの発達障がい者支援施策と連携協力している。

Ⅲ 今後の我が国における発達障がいのある生徒の支援の在り方についての提案等

- 1 「個別の教育支援計画」等を作成し学校全体で共通理解をもって支援することの有効性が確認され、特に新生入生については、保護者、中学校と連携し早期に支援することが大切であることが確認された。これらの業務実施の中心となるコーディネーターの役割は重要であり、その業務は多岐にわたるものである。このため、高等学校においても人的配置等の支援が是非とも必要である。
- 2 発達障がいのある生徒が生き生きと学校生活や地域での生活をおくり、働くためには、周囲の人々の理解が不可欠である。そのためには、学校がまず当該生徒の良

き理解者になるための教職員研修を実施すること、またその研修を保護者や地域の人々、企業関係者などに公開して行うことは、保護者や地域の人々の理解、啓発を進めるために非常に有効である。企業関係者への情報発信も含めて考えると、通学区域の広い高等学校が情報発信の役割を担うことには大きな可能性があるのではないかと思う。モデル事業終了後も高等学校における教職員研修と地域への理解啓発活動に対する支援をお願いしたい。

IV 総括

平成19・20年度モデル事業の指定を受け、本校の特色である知的障がい生徒が高等学校で学ぶ取組である「知的障がい生徒自立支援コース」の生徒に対する指導・支援をふまえつつ、発達障がいの生徒への指導・支援の研究に取り組んだ。

また、本校の選択科目が多く、その授業のための準備に多くの時間が必要な現状も考慮に入れ、可能な限り既存の組織や活動を活かして進めていくことを方針として取り組むことにした。

1年目の研究を通じ、多くの教職員が授業やホームルーム活動、部活動等、学校生活の様々な場面で、支援が必要な生徒への気づきはあるが、その指導・支援に迷っていることが明らかになった。このことから、教職員研修の充実を図り、専門家による講義等を聴き、生徒への関わり方のヒントを得て、勇気づけられたことなどが研修後のアンケートでわかった。

2年目の取組では、臨床心理士の協力を得、教職員による気づき、授業や支援の方法、学習や教室環境の整備などにより具体的で実践的な研究に取り組んだ。教室環境の整備や、学級経営や授業中の指導の改善など、より具体的な研究実践や改善に取り組む姿勢が教職員の間に見られるようになった。

校内研究委員会では「全教職員が共通認識のもと、当事者を核としながら周りの生徒、保護者も含めて取り組まれていることに組織として学ぶところが多かった」「既存の校内組織とリンクしながら浸透を図ったことが成功の要因」「自立支援コースにもフィードバックできる成果があった」などの評価をいただいた。

一方で、「次に続かないモデル事業も多くあるので、次に引き継いでいけるようなマニュアルが必要だ」との助言もいただいた。

2年間にわたるモデル事業を指定期間だけのものにししない体制の構築を、「マニュアル」の作成も含めて進めていきたい。

V その他特記事項（エピソードを含む）

今年度末卒業する発達障がいのある生徒と周囲の生徒の成長について、3年次の文化祭で、自分のパソコンの部品が壊れたことでパニックを起こしかけたが周りの生徒の声掛けで落ち着いたこと、掃除や片付けの苦手な本生徒がクラスの生徒に注意され「片付けるのは苦手だから」といいながら注意を素直に聞けるようになるなど、3年間で級友との良き関係性を作れるようになった。

VI モデル校の概要

1 学級数と生徒数（平成20年5月現在）

課程	学科	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		合計	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
全日制	普通科	7	282	7	282	7	252			21	816
	計	7	282	7	282	7	252			21	816
計			282		282		252			21	816

2 教職員数（平成20年5月現在）

校長	教頭	首席	指導教諭	教諭	養護教諭	非常勤講師	実習助手	ALT	事務職員	司書	その他	計
1	1	2	1	49	2	15	3	1	6	0	4	85